

全県連盟宛 H 2 0 — 2 8 号 (総)

平成 2 0 年 6 月 1 8 日

ボーイスカウト都道府県連盟

理 事 長 各 位

県連盟コミッショナー 各 位

財団法人ボーイスカウト日本連盟

教育本部コミッショナー

(公 印 省 略)

夏季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の諸事業、各種プログラムにご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟及び傘下の各隊・各団・各地区においては、夏休みに向けて夏季の諸活動の準備が進められていることと思います。

つきましては、スカウト活動における安全等について、下記のとおり留意事項をご通知申し上げますので、貴連盟指導者各位に周知下さるようお願い申し上げます。

また、今後ともあらゆる会合などの機会をとらえて、繰り返し安全意識の喚起と各部門の安全態勢を強化され、事故防止に対する万全の措置を講じられるよう、また併せてスカウト、指導者一人ひとりが個人としても健康管理を含めて安全等について自分で責任をもつ心構えの醸成にご協力いただくようお願いいたします。

敬具

記

1. 安全について

スカウト活動における安全については、野外プログラム、特に夏場の活動において次の項目について、各隊指導者各位に徹底していただくようお願いいたします。

水辺や、海での活動が増える時期です。水のプログラムを実施する際には危険予知を含めて、十分な安全対策をお願いいたします。【別紙：1】

近年青少年による様々な事件が頻発している現況を鑑み、「ナイフ等の刃物」の携行や使用の機会が平常より多くなる夏季のスカウト活動にあたっては勿論のこと、日常生活において使用されるカッターナイフ等のことも含めて、その取り扱いを含

め安全対策をお願いいたします。【別紙：２】

これから真夏に向けて、熱中症やO-157などの食中毒の発生が予測されます。その予防には十分な対策を講じられるよう、指導者各位に注意を喚起するようお願いいたします。

熱中症、日射病の多く発生する時期です。スカウトの体調管理を含めた対策をお願いいたします。 参考

最近、サイクリング中の事故、或いは自転車による集合場所への往復途上の交通事故等が目立ちます。自転車の正しい乗り方を含め交通安全への配慮をお願いいたします。

2．飲酒・喫煙について

スカウト活動中の飲酒・喫煙はスカウト達に与える影響を考える時、厳につつしむべき事です。指導者等の、スカウトとの活動中における「飲酒の自粛」については、県連盟コミッショナー会議、教育本部会議などの様々な機会を通じてすでに要請され、徹底されつつあると思いますが、夏季の諸活動においてもスカウトと共に活動する際にあたって、飲酒しないことを改めて強く要請します。

併せて、喫煙をする者についてはスカウトの前で喫煙しないよう、各位に周知徹底していただくようお願いいたします。

3．指導者の安全対策について

平成17年度より運用を開始いたしました傷害共済制度においては、事故発生件数に占める指導者の割合が20%と非常に高い発生率となっております。この発生件数に占める割合については、昨年度も同様な率となっておりますことから、スカウトの安全に加え指導者自らも事故を起こさない様、引き続いて自己管理を徹底するようお願いいたします。

以上

この件についての問い合わせ先

事務局 総務グループ

0422-31-5161

安全について留意すべき事項

- １．水のプログラム（川遊び、水泳等）を実施する際には、実施場所の事前及び直前の調査、十分な指導・監視態勢、また、水難救助の態勢を整えること。この態勢が整わない時は、水のプログラム（川遊び、水泳等）を実施しないこと。
- ２．室内、野外を問わず、スカウト活動における安全管理の原則を忠実に守ること。特に安全に関する各レベルでの指導者の担当を明確にするとともに、相互に連携を密にすること。
- ３．野外活動の場所・気象条件等の環境の事前調査、及び用具・資材等安全確認と万全の準備、並びにスカウトや指導者に対して安全に関する必要な知識や技能の事前研修や準備訓練を確実にを行うこと。また、これらの実施記録は必ず残すこと。
- ４．スカウトの年齢、知識、技能、体力に適合した、余裕のある計画をもってプログラムの実施に当たること。
- ５．指導者は、行事やプログラム活動中は、自己の健康管理を責任をもって行い、スカウトの指導や対応にあたって判断に誤りがないようにすること。
- ６．指導者・スカウトともに、厳に「慣れ」を戒めること。
これまで事故に至らなかったが、幸いにして、ことなきを得たことも多いと思われる。このことが、これからも事故がないとの絶対的な保証にはならないことを銘記すること。
- ７．指導者には、プログラムの実施にあたって、状況に応じてその活動を中止する勇気と決断を下す責任があること。
- ８．行事や野外プログラムなどの実施にあたっては、安全管理者を置いて、活動中における安全に関して常に十分な配慮をすること。
- ９．保険の加入について、今一度確認をしておくこと。

10. 以下のような資料を参考にして、安全管理態勢を確立すること。

- (1) ボーイスカウト安全入門
- (2) コミッショナーハンドブック
- (3) 団の運営と団委員会（第８章：スカウト活動と保険）
- (4) 日本ジャンボリー・ベンチャースカウト大会等の安全管理ハンドブック
- (5) 指導者訓練コースにおける安全管理ハンドブック
- (6) スカウティング誌平成１１年６月号“事故に学ぶ”
- (7) スカウティング誌平成１７年５月号“夏の野外で食べる！食品衛生の再確認”
- (8) 野外活動の安全 Q & A（ ）
- (9) 野外を中心としたスカウト活動における応急手当

注：(1)～(7) 日本連盟発行図書・資料 (8) 大阪連盟発行図書 (9) 奈良県連盟発行図書

以 上

刃物類(ナイフを含む)の取扱いについて留意すべき事項

1．安全上(使用上)の注意

- (1) 刃物は用途に適合した安全な使い方をする。
- (2) カブスカウトの工作等で使用するカッターナイフや小刀等についても同様の取扱いとする。
- (3) 使用上の諸注意については、スカウトのハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にしして行う。
- (4) 自分以上に他の人への安全について十分な気配りをする。
- (5) 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行う。
- (6) 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- (7) 個人の物は、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは班長のもと備品管理担当者を決め、保管または管理する(所持許可証はスカウトハンドブック188ページを参照)。
- (8) 指導者訓練などの機会を通して、その指導の徹底をはかる。

2．刃物の購入及び販売

- (1) スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・オノ・ナタ等)は、県連盟需品部(スカウトショップ)・日本連盟スカウト用品グループで購入することを原則とする。
- (2) 本人の技術・技能・能力を超えた機能があるものは購入しない(機能、刃の長さ等)。
- (3) 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- (4) 販売にあたっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)、氏名、住所などを記録として保管することを原則とする。
- (5) その際、保護者、指導者の承認を確認する。

3．刃物の所持

- (1) 銃刀法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。
- (2) 今後、上記の法律による規則や改正については指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者に対して指導を行う。
- (3) 指導者訓練などの機会を通して、主旨を徹底する。

4．刃物の携帯

- (1) スカウト活動のため(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、県連盟需品部(スカウトショップ)等で販売されているナイフ・ナタ・オノは携帯することができるが、スカウト活動以外のときは携帯しない。
- (2) 個人で所有している刃物は、学校等へは携帯しない。
- (3) スカウト活動で刃物を携帯するときは、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認して納める(飛行機を利用するときは、機内への持ち込みとはせず、別に預けるものとする)。

5．その他

- (1) 刃物の所持と携帯等については、別紙：ボーイスカウト大阪連盟発行“野外活動の安全Q&A”の刃物の携帯と銃刀法を参照して適切な対応に心掛けてください。
- (2) 都道府県単位での“青少年保護育成条例”“青少年健全育成条例”等は、その条例内容に差異があり、特に「有害がん具」としての取扱いに相異が生じますので、各都道府県連盟において十分な対応をお願いします。

「ナイフ、刃物の所持許可証」

(ボーイスカウト スカウトハンドブック 188ページより)

ナイフ、刃物	
私、	の責任
☐	ハンドブックにある刃物の取り扱い方法をよく読み、安全で正しい使い方を学びます。
☐	刃物を使うときは、つねに用途にあった正しい使用、手入れを心がけます。
☐	刃物を遊び道具にしません。
☐	刃物の安全な取り扱いに関する規則を守ります。
☐	アウトドアコードを確認し、自然を大切にします。
私が上記の責任を果たせない場合、刃物の使用、携行をしません。	
きみがナイフなどの刃物の使用と保管に関する自分の責任を理解していると認め、スカウト活動中にナイフの携行とその使用を許可します。	
隊長： _____	

46、刃物の携帯と銃刀法

Q 刃物を所持、携帯については、法律上の規制がありますが、どのような刃物につき、どのような規制があるのか説明して下さい。

ポイント

* スカウト活動に必要な場合は携帯してよい。

A

1、(規制)

刃物の所持携帯については、銃砲刀剣類所持等取締法と、軽犯罪法という法律により規制がなされています。法律は「所持」と「携帯」することを区別して規制しています。

スカウト活動で使用するナタ、斧、ナイフは刀剣類には該当しませんので、ナタ類を「所持」することは禁止されていません。

ナタ、斧、ナイフを業務その他正当な理由なく「携帯」することは禁止されています。しかし「スカウト活動のため」携帯することは正当な理由にあたりますので「スカウト活動のため」携帯することは認められています。

「スカウト活動のため」というのは、刃物を必要とする訓練、活動の場合を指します。刃物を必要としない活動の場合は携帯してはいけません。

携帯が認められる場合でも刃物を使用する場所への往復途上では、刃物は必ずザックあるいはリュックサックにしまい、刃物がおもてにあらわれないようにします。

2、(よりくわしく)

(1) 自由に携帯できる刃物

刃体の長さが6 cm をこえる刃物は、業務その他正当な理由による場合を除いては携帯してはならない。政令で定める種類、又は形のもののについては、この限りでないとされています(銃砲刀剣類所持等取締法 22 条)。

これを整理しますと、次の刃物は正当な理由がなくても自由に携帯することが認められています。

① 刃体の長さが6 cm 以下の刃物は正当な理由がなくても自由に携帯で

きます。ただし、飛び出しナイフは例外で、禁止されています。

② 刃体の長さが6 cm をこえる刃物でも、次のものは正当な理由がなくとも携帯できます。

イ、ハサミ

刃体の長さが8 cm 以下のものは携帯できる。

刃体の長さが8 cm を超え、その先端部が著しく鋭く、かつ刃が鋭利なハサミは禁止。

ロ、果物ナイフ

刃体の長さが8 cm 以下で、刃体の厚みが0.15 cm 内で刃体の先端が丸みを帯びたものは携帯可。

ハ、折りたたみ式ナイフ

刃体の長さが8 cm 以下のものは携帯できる。

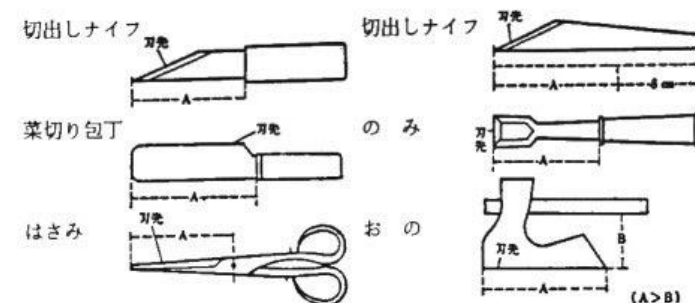
8 cm を超えるときは刃体の幅は1.5 cm 以内で、刃体の厚さが0.25 cm 以内、かつ開いた刃体をさやに固定させる装置を有しないものは携帯してよい。

ニ、切出しナイフ

刃体の長さが7 cm 以下で刃体の幅が2 cm 以下、かつ刃体の厚みが0.2 cm 以下は携帯してよい。

(2) 刃体の長さの定義

各図の A の部分を刃体といいます。



3、「携帯」の意味は、日常生活を営む自宅以外の場所で手に持つか、又は身体に帯びるなど、直ちにこれを使用しうる状態で携えていることをいいます。

「熱中症対策」

< 熱中症とは >

体温が高くない「日射病」「熱性疲労」と、体温が高くなる「熱射病」があり、ともに体内外の熱によって起きる様々な体の不調です。これは、暑熱環境下または運動等により、体中で発生する熱のため、体温調整の失調で起こる大変危険な病気です。

病名から、「暑熱環境下だけで起こる」と誤解されていますが、スポーツ等の活動中に筋肉から大量の熱の発生及び脱水などの影響により冬季にも死亡事故が発生しており、運動開始後30分程度の短時間で発症し、軽症から重症へと極めて短時間で急速に進行し、重症の場合の死亡率が10%にも達します。

そこで、指導者は、生理学的に正しい知識で予防措置を行うとともに、スカウトへ危険性を知らせ、適切なプログラムの展開と指導を行ってください。

< 発生条件 >

前日と比較して急激な気温の上昇、暑熱下での多湿・無風状態、常温程度での多湿環境、コンクリート等の照り返しの多い場所、直射日光下で草が生えていない裸地、海岸等の砂地、涼しい環境から暑い環境への変化等で発生は多くなります。また、いきなり活動したり、無理な行動による過激な運動、水分摂取の不足、塩分摂取の不足で発生し、体力弱者、肥満者、体調不良者、暑熱に慣れていない者、筋肉の発達している者、老人、怪我や故障している者、過去に暑熱障害になったことがある者、性格的に我慢強くまじめで引っ込み思案な者に多い傾向があります。

< 症状 >

初期の熱射病では元気がなくなり、足の動きや運びが緩慢で、目の焦点が合わなく、簡単な質問に答えられない等の症状が見られ、軽症度では、四肢や腹筋などに痛みを伴った痙攣、数秒間程度の失神の他、脈拍が速く弱い、呼吸回数の増加、顔色が悪くなる、唇が紫色になるという症状が見られます。特に運動をやめた直後に水だけを飲むと塩分失調性脱水症により発生しやすくなり、この場合は全身の痙攣は見られません。

また、急に運動を停止すると筋肉のポンプ作用が急に止まると共に末梢血管の膨張により、相対的に全身への血液量が減少し、脳貧血となり意識が無くなります。

中程度の場合には、脱水と塩分等の電解質が失われることで、末梢の循環が悪くなり、極度の脱力状態となり、目眩感、疲労感、虚脱感、頭重感（頭痛）、失神、吐き気、嘔吐等とともに血圧の低下、脈が速い、皮膚が蒼白、多量の発汗などのショック症状が見られます。このときに放置あるいは誤った処置をすると症状は悪化し、急速に重度へ移行します。

重症度では、中程度の症状とともに、意識障害、おかしい言動や行動、過呼吸、ショック症状などが発現し、自己温度調節機能の破綻により中枢神経系を含めた全身の多臓器障害となり、体内の血液が凝固し、脳、肺、肝臓、腎臓などの全身の臓器の障害から重

篤な多臓器不全となり死亡に至る危険性が高くなります。

<手当て>

意識確認のため、名前を呼ぶ、肩を軽くたたき、応答が出来るなら簡単に分かる質問をする等を行いながら、意識状態を判断します。呼びかけても反応がなく、意識がないか又は意識が回復しない状態は危険です。

意識があって軽い場合は、涼しい場所へ運び、衣服を緩め（必要に応じて脱がせ）、スポーツドリンクを飲ませ、冷水タオルを首の両側、わきの下、股に当てて血液を冷やします。

少しでもおかしい、意識が無い、もしくは反応が悪い（意識レベルが低い）場合は、救命処置を行いながら、集中治療室のある病院へ搬送してください。

意識障害を伴うような症状の場合には、迅速な医療処置が生死を左右します。しかし、発症から20分以内に体温を下げる事が出来れば確実に救命できるとも言われています。

熱射病は症状が複数にわたることが多く、内容に応じた対応診療科目が必要なので救急救命・集中治療の可能な施設への搬送が必要です。

<予防法>

熱射病の予防はプログラムの立案時から始まります。気温・湿度等の気象要因には十分留意してください。快適な気象条件下であれば、水分補給と適度な運動・休憩で防止できます。従って、暑熱下では、急な激しい運動を避け、休憩と水分補給を十分行ってください。

<水分補給と管理>

暑熱環境下の活動では、活動前後に体重を測定し、体重差が2%以内になるように水分補給を行ってください。しかし、体重測定が困難な場合には1時間に最低でも500CCの水と1gの食塩を摂取させてください。

水分補給法は、活動時には個人が好きなときに自由に飲める「自由飲水法」と、一斉に水分を補給する「強制飲水法」を併用して行ってください。

また、スカウトには「渴きを覚えた時点ではすでに血液濃度が上昇しているので渴きを覚える前に摂取する必要がある」ことを説明し、各自に適した水分の補給法を指導することが必要です。

<日本ボーイスカウト千葉県連盟発行「健康安全ニュース」より>

以 上